

ASBJ 公開草案「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」
に対するコメント

企業会計基準委員会（ASBJ）は、日本公認会計士協会（JICPA）が公表している監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」等において定められている、我が国の法令に従い納付する税金のうち、法人税、地方法人税、住民税及び事業税に関する会計処理及び開示等について、基本的にその内容を踏襲した上で表現の見直しや考え方の整理等を行い、2016 年 11 月 9 日に標記公開草案を公表した。

これに対し、経理委員会では、ASBJ から提示された各質問事項について意見を取りまとめ、2016 年 12 月 22 日、ASBJ に提出した。

政 発 第 259 号
2016 年 12 月 22 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

ASBJ「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」
に対するコメント

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

2016 年 11 月 9 日に貴委員会より公表されました掲題意見の募集につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮賜りたく、宜しく願い申し上げます。

敬具

＜質問 1＞

当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

《回答》
同意する。

＜質問 2＞

更正等による追徴及び還付に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

《回答》

概ね同意するが、一部の会社より以下意見が表明された。

本公開草案第 6 項及び第 7 項における還付税金の取扱いについて、「還付されることが確実に見込まれる場合」という表現を「還付されることがほぼ確実に見込まれる場合」に修正頂きたい。理由は以下のとおり。

- (1) 現行の監査保証実務指針第 63 号（当該指針）においては、「法的手段をとった後の経緯、会社及び課税当局の主張、相互協議の成否等、双方の主張等を総合的に判断し追徴税額の還付可能性を判断する必要がある」とされている。即ち、還付の可能性について、形式的ではなく実質的な還付可能性を考慮した上で計上可否を判断することとなっている。当該趣旨を踏まえると、「確実に見込まれる場合」とした場合、形式的に還付が確実になった場合以外は還付税金の計上が認められないと解され、当該指針で示されていた企業の置かれた状況を踏まえた実質的な判断に基づく従来の会計処理と異なる取扱いになる懸念があることから、従来の会計処理を踏襲する意味で、「ほぼ確実に見込まれる場合」という表現（還付可能性の検討に関して実質的な判断が可能となる表現）を使用した方が適切と考える。
- (2) 国際会計基準における偶発資産の認識要件は、当該資産の流入（収益の実現）がほぼ確実になった（virtually certain）場合に認識するとされており、国際的な会計基準と平仄を合わせた表現の方が良いと考える。

＜質問 3＞

公開草案の開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

《回答》

概ね同意するが、一部の会社より以下意見が表明された。

住民税（均等割）の損益計算上の取り扱いについては、実務対応報告第 12 号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」の公開草案（コメント募集期間 平成 15 年 12 月 22 日～平成 16 年 1 月 23 日）に関して、「法人事業税の外形標準課税部分と法人住民税均等割部分は、損益計算書上は、同じ取扱いにすべきではないか。」との論点があったところ、企業会計基準委員会より以下のコメントが付されている。

- ・法人住民税の均等割部分が、外形標準課税であるということに関しては、異論がない。
- ・ただし、法人住民税均等割は、一般的に重要性が低いと考えられ、財務諸表等規則等においても区分が求められていない。現行の会計処理が実務上も定着化しており、今回、検討の対象とし

ていない。

・本実務対応報告の趣旨は、付加価値割及び資本割部分が、外形標準に基づくものである（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税ではない）ことを明確にするところにある。

外形標準課税については、課税標準が課税所得であるか否かの考え方に基づき、損益計算書の表示方法が決定されているにも関わらず、同様の性格を持つ住民税（均等割）については重要性及び実務の定着化のみをもって異なる取扱いを行うことに異論がある。

また、国際会計基準においては、住民税（均等割）は法人所得税に含まれないため、営業費用にて会計処理を行うことになると考えられることもあり、国際会計基準を任意適用する企業の実務の観点からも、上記の企業会計基準委員会コメントを踏まえ、住民税（均等割）については、事業税（付加価値割、資本割）と同様に販売費及び一般管理費として表示することも可能とするように規定頂きたい。

<質問 4>

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

《回答》

一部の会社より以下意見が表明された。

監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」2. (3) 及び(4) で記載されている事業所税及び特別土地保有税に関する会計処理及び開示については、一般的に金額的な重要性が高いとは言えない等の理由により本公開草案では適用範囲に含めないこととしているが、実務における処理の明確化を図るためにも、これに関する記載を引き継いで頂きたい。

また、実務対応報告第 12 号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」2. で記載されている、付加価値割及び資本割を販売費及び一般管理費とすることの理由について、本公開草案での記載がないため、同様の趣旨の内容を引き続き記載して頂きたい。

以 上

一般社団法人日本貿易会

〒105-6106

東京都港区浜松町 2-4-1

世界貿易センタービル 6 階

URL <http://www.jftc.or.jp/>

経理委員会委員会社

伊藤忠商事株式会社

稲畑産業株式会社

岩谷産業株式会社

兼松株式会社

興和株式会社

CBC 株式会社

JFE 商事株式会社

神栄株式会社

住金物産株式会社

住友商事株式会社

双日株式会社

蝶理株式会社

豊田通商株式会社

長瀬産業株式会社

野村貿易株式会社

阪和興業株式会社

株式会社日立ハイテクノロジーズ

丸紅株式会社

三井物産株式会社

三菱商事株式会社

ユアサ商事株式会社